

お 知 ら せ

令和6年4月15日

私、埼玉司法書士政治連盟の会長 早川敏夫と幹事長 大山明は4月13日(土)千代田区永田町のシェーンバツハ・サボーにて日本司法書士政治連盟第54回大会に参加いたしました。資料として大部の冊子がありましたが、要約して肝心のところは司法書士法改正要望として今回ファックスにてお送りいたします。

令和5年(2023年)9月

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

令和6年度司法書士法改正特別要望

司法書士法改正について、以下のとおり要望する。

要 望 の 趣 旨

司法書士法改正特別要望

- 1 国民の消費者被害を生じさせないために、司法書士でない者がIT技術を利用し司法書士の業務を行うことは違法であることを明記すること。
①司法書士でない者が、報酬を得る目的をもって、司法書士業務を周旋することを業としてはならない法律を設けるとともに、②司法書士が周旋を受けることを禁止する法律を設けること。また、この法改正に合わせて、非司法書士との提携等を禁止する法改正を行うこと。
- 2 司法書士に、成年後見制度・民事信託支援業務における実績、簡裁訴訟代理等関係業務上の実績及び研修の成果を踏まえ、家事に関する事件について代理することができるとする新しい規定を設けること。
- 3 司法書士法第21条の規定を廃止し、それに関連する改正を行うこと。
- 4 司法書士の業務の電子化等を通じて、国民の利便性の向上及び司法書士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする新しい規定を設けること。
- 5 公共嘱託登記司法書士協会の事務について、司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務全般を可能とする規定を設けること。この改正にともない、公共嘱託登記司法書士協会の目的を登記の嘱託又は申請に限定されないものとする規定を設けること。
- 6 司法書士法第3条第1項第5号並びに同項第7号及び第8号の「相談に応じ、又は」の文言を削除し、同項末尾の号として「前各号の事務について相談に応ずること。」とする規定を設けること。
- 7 簡易裁判所において自ら訴訟代理人として関与している事件について
 - ① 「上訴審及び移送後の裁判につき代理すること」とする新しい規定を設けること。
 - ② 「民事執行につき代理すること」とする新しい規定を設けること。

司法書士法改正特別要望

1 国民の消費者被害を生じさせないために、司法書士でない者がIT技術を利用し司法書士の業務を行うことは違法であることを明記すること。

①司法書士でない者が、報酬を得る目的をもって、司法書士業務を周旋することを業としてはならない法律を設けるとともに、②司法書士が周旋を受けることを禁止する法律を設けること。また、この法改正に合わせて、非司法書士との提携等を禁止する法改正を行うこと。

【趣旨】

報酬を得る目的をもって、非司法書士が司法書士法第3条第1項及び第29条に規定する業務を司法書士又は司法書士法人に対して周旋することを業としてはならないとの規定を設けることを求める。

上記の改正に合わせて、司法書士法施行規則第26条に定められている「依頼誘致の禁止」の解釈並びに司法書士会会則基準第85条に定められている「不当誘致行為の禁止」、司法書士行為規範第12条に定められている「不当誘致等」、司法書士法施行規則第24条に定められている「他人による業務取扱いの禁止」、司法書士会会則基準第80条並びに司法書士行為規範第13条に定められている「非司法書士との提携禁止」、司法書士行為規範第38条に定められている「係争目的物の譲受け」の禁止及び司法書士行為規範第16条に定められている「相手方等からの利益授受等」の禁止規定を設けることを求める。

【説明】

現在、AI技術の急速な進展により、民間事業者によるWebを通じた事業を通じ、不動産登記・商業登記申請書類作成等の司法書士法違反が強く疑われるサービスを提供する業者が跋扈し、国会の質疑において、民事局長から司法書士法違反の可能性があるとの答弁がなされた。

これらのサービスの問題は、司法書士が関与していないことにより（1）実体のない登記が行われていること、（2）法的手続に違背している登記がなされ、真実の登記をするために、再度登記を申請する消費者被害が生じていること、（3）反社会的勢力の関与が容易となること、であり、これらの問題により、登記の真実性が担保されず、国民の重要な財産が損なわれている可能性が極めて高い。

したがって、このような民間事業者の非司業務については、国民の重要な財産を擁護するために法的措置を含め厳格な対応が求められるものである。

司法書士業務に関して、非司法書士でありながらいわゆる「バックマージン」や「キックバック」等を不当に得ようとする者の周旋行為を禁止するものである。この場合の周旋とは、「依頼を受けて、司法書士業務の依頼者と司法書士との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のために便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為」をいい、単に知人を依頼者として司法書士に紹介したとしても、「報酬を得る目的」や「業として」されないものであれば違反行為とはならないと解されている。また、簡裁訴訟代理等関係業務については、弁護士又は司法書士法第3条第2項の司法書士若し

くは司法書士法第29条第2項に基づき簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とした司法書士法人以外の者は取り扱うことができないが、この点に関しては、弁護士法第72条によって行われると解されている。

しかし、弁護士は、司法書士法第3条第1項第1号から第5号までの業務についても、弁護士の「一般の法律事務」としてその業務を行うことができると解されているところ、これらの業務については、弁護士法第72条とは別に、司法書士法第73条で規定されており、簡裁訴訟代理等関係業務のみをあえて弁護士法の規定に委ねていることについての合理的な説明が困難である。

上記との関係で、非司法書士が働きかける周旋の禁止についての規定を設けることとの均衡を図るという意味合いから、現行の司法書士法施行規則第26条等の解釈により禁止される「司法書士が周旋を受けてはならない」旨の規定（司法書士行為規範第12条第1項「不当誘致等の禁止」も同趣旨）を明記すべきである。次に、弁護士法第27条「非弁護士との提携の禁止」と同趣旨の規定としては、司法書士法施行規則第24条の「他人による業務取扱いの禁止」や、司法書士会会則基準第80条及び司法書士行為規範第13条に「非司法書士との提携禁止」に関する規定があるが、これを明記すべきである。また、弁護士法第26条「汚職行為の禁止」と同趣旨の規定としては、司法書士行為規範第16条に「相手方等からの利益授受等」の禁止があり、弁護士法第28条「係争権利の譲受の禁止」と同趣旨の規定としては、司法書士行為規範第38条の「係争目的物の譲受け」の禁止があるが、これらも上記と同様に明記すべきである。さらに、弁護士法第76条では、同法第26条違反についての罰則（3年以下の懲役）が設けられており、弁護士法第77条では、同法第27条違反及び第28条違反についての罰則（2年以下の懲役又は300万円以下の罰金）が設けられているが、現行法では、これらの違反に相当する罰則規定が存在しないため、上記の禁止規定を明記するのに合わせて罰則規定を同時に設けるべきである。

令和6年度登記関連特別要望

登記に関連する諸問題について、以下のとおり要望する。

要 望 の 趣 旨

I 登記関連特別要望

登記制度を担う司法書士の実績に鑑み、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図るために以下の措置を講ずること。

- (1) 司法書士の登記原因等に関する調査・確認権限を明らかにするとともに、司法書士が本人確認をした上で、本人から依頼を受けたときは、当該登記原因を確認した情報について、司法書士が電子署名をして提供したときは、これを登記所において登記原因証明情報として取り扱うこと。
- (2) 登記申請の添付情報につき、登記の申請人から提供を受けた情報について、公的個人認証（マイナンバーカード）による電子署名が付与されていない場合は、司法書士が本人確認をした上でその添付情報について内容を確認した場合は、司法書士による電子署名により添付情報を提供できるものとする。
- (3) オンライン登記促進対策として、電子署名が付与された電磁的記録に関し、司法書士が有効性検証を行い、かつ、改変されていないことが確認できる場合、登記受付時において電子証明書が失効していたとしても、有効な電子証明書が付与されているものとみなす取扱いとすること。

II 登記関連継続要望

IT環境の急速な進展においても、司法書士制度に対する国民の信頼を損なうことがないように、民間業者による非司法書士行為に対して引き続き厳格な対応をするなどして、司法書士による国民の権利擁護が十分に図られる環境を確保すること。

I 登記関連特別要望

登記制度を担う司法書士の実績に鑑み、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図るために以下の措置を講ずること。

- (1) 司法書士の登記原因等に関する調査・確認権限を明らかにするとともに、司法書士が本人確認をした上で、本人から依頼を受けたときは、当該登記原因を確認した情報について、司法書士が電子署名をして提供したときは、これを登記所において登記原因証明情報として取り扱うこと。
- (2) 登記申請の添付情報につき、登記の申請人から提供を受けた情報について、公的個人認証（マイナンバーカード）による電子署名が付与されていない場合は、司法書士が本人確認をした上でその添付情報について内容を確認した場合は、司法書士による電子署名により添付情報を提供できるものとする。
- (3) オンライン登記促進対策として、電子署名が付与された電磁的記録に関し、司法書士が有効性検証を行い、かつ、改変されていないことが確認できる場合、登記受付時において電子証明書が失効していたとしても、有効な電子証明書が付与されているものとみなす取扱いとすること。

(1) 平成 16 年改正不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の施行により、従来の書面申請に加えて、オンライン申請が導入され、現在では完全オンライン申請に向けて環境を整備している。この法改正において、売主が登記権利証（登記識別情報）を提供できない場合、司法書士による本人確認情報の提供制度を導入し、これにより登記の真正担保制度が新設され、現在も有効にその機能が果たされている。

現在、売買等による所有権移転登記においては、司法書士が売主（登記義務者）と買主（登記権利者）に必要な説明・助言を行いながら、登記に必要な情報を収集し、法的事実調査を行い、物件と本人確認をした上で、両者の意思を最終確認して、売買代金の銀行からの融資や支払いが実行されている。司法書士が登記原因に関する必要な情報を登記所に提供することによって、登記の真正担保機能が堅持されており、その結果国民の権利を擁護している。

現在の登記原因証明情報は、売主だけの署名で足り、認め印についても押印する必要がない制度となっており、司法書士が法律行為・法律事実を確認することによって真実性担保機能を補完している。したがって、当事者（義務者のみで足りる）による自己証明の情報提供よりも、司法書士が登記の専門家として登記原因の確認を含む不動産取引内容を確認した情報を登記所に提供することは登記の真実性担保を向上することになり、円滑な登記行政に寄与することになる。したがって、司法書士がその職責により、登記原因を確認した情報を提供した場合、それを登記原因証明情報として取り扱うべきである。一方で司法書士による電子署名が有効に機能していることから、これらの情報提供方法を認めることにより、公的個人認証の更なる普及を待つことなく、オンライン申請を促進するために有効なシステムが稼働することが期待される。